

瀬戸内町立池地小中学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

本校はこれまで、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものを鑑み、組織的に様々な取組を行ってきた。平成25年6月21日に「いじめ防止対策推進法」が成立し、鹿児島県からも「いじめ防止基本方針」が示されたことを受け、本校も改めて「瀬戸内町立池地小中学校いじめ防止基本方針」を策定し、これまで以上に、いじめ問題に対して学校・保護者・地域等と連携を図りながら、解決に向けた取組を行うこととした。

2 全体計画



3 いじめ防止等の池地小中学校の取組

(1) 未然防止

ア 未然防止に関する基本的考え方

「いじめは、どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全ての児童が「安心・安全」に学校生活を送ることができるように、未然防止に努める。未然防止を充実させるため、下記の3点を未然防止に関する基本方針とする。

- 教児共に、「いじめを許さない、見過ごさない」雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 日頃から児童観察と情報の共有に努める。

イ いじめの未然防止への具体的な取組

- ① 道徳や特別活動等とおして、児童の好ましい人間関係を築く（教育課程への位置付け）。
- ② いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
- ③ いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
- ④ いじめを見て見ぬふりをしないよう指導する（教育相談・アンケート等にいじめ情報収集項目の挿入）。
- ⑤ 一人で悩まずに、家族・学校・友達・関係機関等に相談するよう指導する。
- ⑥ いじめについて考える場を計画的に設ける（道徳・特活等を中心に、いじめをテーマとした授業の実施）。
- ⑦ 行事等とおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
- ⑧ いじめ解決に向けた、児童の主体的な活動を支援する。
- ⑨ 「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」・「いじめ問題を考える週間」の実施
 - ・ 児童生徒に対する啓発活動
 - ・ 児童生徒のいじめ等の実態把握（SOS シート・学校楽しいーと・教育相談）
 - ・ いじめ問題に関する職員研修の実施
- ⑩ 保護者に対する啓発活動（学級通信・学校だより 等）
- ⑪ 地域と連携した活動の推進（いじめ防止についての地域への広報・啓発 等）
- ⑫ 評価・改善

(2) 早期発見

ア 早期発見に向けた心構え

- ① 全ての大人（教職員・保護者・地域の方など）が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりをもつ。
- ④ いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

イ 早期発見に対応する組織

- ① 生徒指導事例研修
- ② 生徒指導部会

ウ 早期発見への具体的な取組

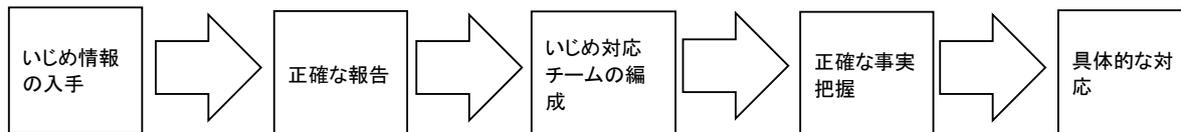
- ① 情報の集約と共有（生徒指導事例研修・生徒指導部会）
- ② 調査の実施
 - ・ SOS シート（各学期）
 - ・ 学校楽しいーと（6月・12月）
- ③ 相談体制の整備（教育相談：年度当初に全家庭、必要に応じて毎週木曜日放課後）
- ④ 相談事業の周知（SC・SSW）

(3) 対応の在り方

ア いじめが認識された場合の対応の基本

- ① 組織的な対応を行う。
 - ・ 学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの問題解決にあたる（いじめ対応チームの編成）。
 - ・ 事実の聞き取りは原則複数で行い、情報の窓口は一本化する。
- ② 学校は、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
 - ・ 情報提供者に被害が及ばないよう配慮して指導にあたる。
- ③ いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
 - ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、加害児童には毅然とした態度で指導にあたる。
 - ・ 観衆・傍観者の立場にいる児童に対しても、いじめているのと同様の行為であることを理解させ、指導する。
- ④ 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関と連携する。
 - ・ いじめが重大な事態と判断された場合には、学校内だけでなく、関係機関、専門家と連携、協力して対応にあたる。
 - ・ 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えると共に、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。
 - ・ いじめられた児童の保護者に対しては、事例が解決した後も事後経過の連絡、情報交換を定期的に行う。
 - ・ 学校評議員や、PTA等地域の関係団体等と、連携強化を推進し、必要に応じて協力を依頼する

イ 対応の流れ



4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

→年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと
して、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の発生の報告

ア 重大事態を認知した場合、学校は町教育委員会を通じて、直ちに町長へ報告する。

イ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめ防止対策委員会」は、以下の対応について緊急対応策に基づき、チームを組織し、町教育委員会と連携して全校体制で対応する。

① 事態の状況把握、情報収集、情報整理

- ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A・警察などとの連携（校長・教頭を中心に）

② 町教育委員会による緊急指導・支援

町教育委員会と緊密な情報連携を図り、町教育委員会から以下の内容等の指導・支援を受ける。

- ・ 情報確認、情報収集、情報整理などの係る必要な指導
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援
- ・ 町教育委員会や警察などとの連携に係る支援 等